

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
1	市民参加と市民協働・予算案の公表等について	1 審議会、アンケート調査、パブリックコメント、ボランティア活動を含めて市民自治推進のための実施計画を策定することを提案。	企画振興課	ご提案の市民自治推進のための実施計画の策定につきまして、現状では策定の予定はございませんが、市民による市民のためのまちづくりは重要でありますので、市が行う施策、事務・事業への積極的な市民参加に引き続き注力してまいります。  ご提案を参考とし、会議及び取り組みを進めてまいります。
		①審議会や市民まちづくり会議等について、活動段階を各レベルに応じて整理することを提案。 すなわち審議会等において、審議会委員等に「関心」「知識」を提供し、「意見提出」「意見応答」を行い「討議」を行うなど資質の向上を課題とすること。さらに審議会等の事務局は各レベルに意識的に取り組み、専門性を保持するなど資質向上を図り「討議」を準備すること		
		2 ②市民まちづくり会議等において、市民参加の段階を十分に経ることと会議の質を担保することと市民と対等な関係でまちづくり「協働」を行うことを提案。	総務課	予算書等は、議会の開会日に財政係窓口、本庁舎1階「行政資料閲覧コーナー」、図書館の3カ所に備えています。なお、本件につきましては、市報(令和4年4月号)の6ページに掲載しておりますが、市ホームページにおいても市民へ周知を図りたいと考えています。
		③予算案を市民に公表することを提案	総務課	議会提出議案に関することは、総務課総務係の分掌事務と規定されています。提案資料を含む議案については、議会での審査前であり、原則議場等での閲覧以外で、議決前に公表することは考えておりません。
2	具体的男女共同参画事業、男女共同参画係との協議、苦情処理のための第三者機関について	1 東御市男女共同参画推進基本計画進捗状況令和2年度事業計画・事業実施計画状況の中では、「自治会等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状把握するとともに、区の状況に応じて共同参画を促した」「評価2」「概ね、取り組むことができた(一部事業等が未実施)」と評価されている。どう「男女共同参画を促した」のか不明である。区の状況に応じて男女共同参画を促す具体的事業を実施して評価し直すことを提案。	地域づくり支援室	自治推進委員等、区役員の選出については、令和3年11月26日開催の令和3年第2回自治推進委員会において、「区役員の改選の際には、男女共同参画推進条例及び同基本計画の主旨に基づき、性別を理由として役員を固定的に分けることのないよう配慮をお願いいたします。」の一文により選出依頼をお願いしております。今後は、令和4年度の実績値及び目標値を明記し、地域役員への女性の参画促進の理解、協力を図ります。
		2 地域づくり支援係が自治体等における各種役員の女性参画調査を実施し、現状を把握するとともに、区の状況に応じて男女共同参画係と協議することを提案。		前回お答えのとおり、人権同和政策課では地域役員における女性の参画状況を調査しておりますので、今後も人権同和政策課と協議し男女共同参画を促進してまいります。
		3 2019年5月17日付東御市人権同和政策課長による「女性差別に関する事象について」と把握された女性蔑視に関して関係機関と協力し、適切な対応を図り必要な措置が講じられていない。女性差別事象について、相談が行われているにも関わらず、必要な支援が行われていない。苦情処理の目的や方針を定め第三者機関を設置するなど苦情処理システムの構築について提案。		苦情処理に特化した第三者機関の設置は予定しておりません。女性差別事象等、人権にかかわる相談につきましては人権同和政策課で実施している「人権よろず相談」をご活用ください。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
3	復旧・復興の「ベター」「より」の公表、業務継続計画の災害事象と被害想定、建物被害マップ区割り図について	1	企画振興課	ご提案の内容を踏まえ、市民の皆様により内容がご理解いただけるよう、今後の誌面づくりに努めて参ります。
		2		ご指摘いただきました点につきまして、再度内容を確認したうえで対応できるかどうか検討してまいります。また、新しくなった想定浸水深につきましては、今年度に改定いたします。
		3	総務課	「避難所・災害ハザードマップ」の配布に伴い、4月下旬に5地区で開催された区長会長会議へ出席し、ハザードマップ及びポスターの内容について説明し、さらにハザードマップを活用した防災訓練を実施いただくよう、ご依頼したところです。市が行う生涯学習出前講座のメニューにも追加し、市民に対する説明の機会を設けてまいりたいと考えております。
		4		建物被害マップ区割り図の作成につきましては、前回は回答させていただいたとおり、現在のところ作成は考えておりません。
		5		市のホームページ上で、「際立たせること」が技術的にできるかどうか検討してまいります。
4	消防団会計の公開、地区防災マップ講習会等のノウハウスキルの獲得、個別災害時要援護避難計画の作成について	1	消防課	区民への回覧等による消防団会計の公開を全区で行うことを消防団分団長・副分団長に提案。消防団会計を公表・公開することを行政区長に依頼することを消防課消防団係・総務課防災係に提案。
		2	総務課	地区防災マップの作成にあたっては、区等からの要請により、県の事業として県の専門職員の支援を受けて、区等と協力しながら作成を行っており、市も必要に応じて同席し、助言等をさせていただいております。市として、ほとんどの区で毎年区長さんが変わられることから、事業の内容説明について1月の自治推進委員会資料へ添付するとともに、今年度は4月に各地区で開催された区長会長会に出向き、地区防災マップの作成に対し積極的に取り組んでいただけるようお願いをしたところでございます。なお、県の事業として県から協力いただいていることから、現段階では、市独自の職員の養成やマップ作成の講習会開催は考えておりません。
		3		当市における個別災害時要援護者避難計画の作成は、福祉課で担当しており、現在、内閣府で示された項目に基づき対象者に係る個別計画の整備及び運用については、福祉課を中心に防災係をはじめ関係する課と連携して業務を進めております。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
5	男女共同参画を促す具体的事業、幹事体制の採用、苦情処理のための第三者機関の設置について	1 自治推進委員が「関心」「知識」「意見提出」「意見と応答」「審議」「討議」の各レベルで男女共同参画に取り組める事業に取り組むことを提案。さらに市民が「市民立案」「市民運営」「市民実行」のレベルで男女共同参画に取り組める事業に取り組むことを提案。	人権同和政策課	自治推進委員等、区役員の選出にあたっては、男女共同参画推進条例第3条の基本理念(2)「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担を反映して、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることをないよう」配慮いただくよう、自治推進委員会などの折に触れ、依頼しております。市民の皆さまに、第2次東御市男女共同参画推進基本計画においても継続して男女共同参画意識の啓発に努めてまいります。
		2 男女共同参画の推進に係る幹事体制の採用を提案。		東御市男女共同参画審議会には東御市男女共同参画推進条例第22条で「審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。」と定めています。幹事体制の採用については、現在考えておりませんが、必要があるときは、関係者の出席について検討してまいります。
		3 苦情処理システムの構築すなわち適切な対応、必要な措置の改善することを提案。		苦情処理に特化した第三者機関の設置は予定しておりません。個人への差別や人権侵害への相談については、よろず相談において法務大臣から委嘱された人権擁護委員に、相談できる体制を取っており対応しています。市に支援や改善等の対応が必要な場合は、人権擁護委員や地方法務局から連絡が有りますので、速やかに対応させていただきます。
		4 女性のための法律相談を事業名称にすべきことを提案。		「女性弁護士における法律相談会」は市報やホームページで「結婚、離婚、扶養、職場や家庭などでのハラスメント、相続、ご近所トラブルなど法律全般について」相談を受けると示しております。男性と話すのが苦手な方でも安心して相談いただくため実施していますが、相談は女性に限定しておりませんので「女性のための法律相談」に変更することは考えておりません。
6	人権施策の自己進展、事業点検改善強化、苦情処理第三者機関について	1 人権施策の基本計画に基づく「事業実績評価」「人権視点評価」の厳格な評価と実施が基本計画の事業・内容の深化につながることを提言している。真摯な事業・内容の評価が行われなければならないと今後の事業の自己進展は望めない。人権施策の人権視点評価の視点から助言することを提案。	人権同和政策課	各事業における「事業実績評価」「人権視点評価」につきましては、評価基準を設け、評価を客観的に把握し、事業の維持・継続、見直し・改善各事業の事業展開が出来るものとなっております。
		2 事業の維持・継続、見直し・改善については、行政改革と同様の業務改善作業が必要である。事務事業点検改善強化活動(サマーレビュー)方式の取組みが必要と考える。あくまでも人権施策事業を高めるためであり、実施担当課に人権視点での見直しを求めるものであることを提言。		
		3 当年度事業を実施しながら前年度事業評価することは、評価内容を反映した事業は一年先送りされる。行政改革の事業評価や監査意見の反映は、このループに陥っており、前年度事業評価を当年度事業に直ちに反映させることを提案。	企画振興課	ご提案の通り、前年度決算額を基に事業評価を実施し、評価内容により翌年度の予算編成を行っているため、事業費への反映に関しましては一年先送りの状態となりますが、前年度分決算の状況が概ね把握できる6月から「サマーレビュー(事務事業点検改善強化活動)」を実施することで、当年度の事務事業につきましても、随時改善に取り組んでいるところでございます。
		4 実効性のある相談体制の充実に資するため、苦情処理の目的や方針を定め第三者機関を設置するなど、具体的に適切な対応、必要な措置、対応を改善することを提案。	人権同和政策課	差別事象に関する苦情や相談を第三者に行う「人権擁護委員」制度があります。法務大臣から委託を受けた人権擁護委員への相談や電話、インターネット、法務局での相談が出来ます。差別事象に対する調査や支援や改善等の対応が必要な場合は、法務局から連絡が有りますので、速やかに対応させていただきます。行政への苦情につきましては、前回の私のひとことで回答をいたしたとおり行政相談員制度をご利用ください。
7	健康づくり推進員活動紹介、女性の健康週間、公民館分館役員の男女参画率について	1 2022年3月中旬頃「東御市健康づくり推進委員会の活動紹介」の回覧を受けた。回覧「活動内容」をよいものとするために記載を望む項目について提案。	健康保健課	健康づくり推進員は、「自らの健康は自らつくる」意識の高揚と地域における健康増進の推進役を担っています。その活動の一環として実施している回覧による活動紹介について、いただいた意見を参考にさせていただきます。
		2 健康増進係は「女性の健康週間」が女性労働者の労働環境の改善、母体の保護を求める活動が端緒であることを健康づくり理事会及び全体会に対し、周知活動支援することを提案。		「女性の健康週間」に関することについては市報にお知らせしていますが、健康づくり推進員会理事会等でお知らせしていきます。
		3 第2次男女共同参画推進基本計画、基本目標5女性の社会参画の促進、具体的目標(2)地域の社会活動への女性の参画の促進、施策の方向①自治会等における女性参画の促進に関係して、公民館分館役員における男女別参画状況を調査することを提案	生涯学習課	現時点では、分館役員の男女別参画状況については、把握していません。来年度の、分館長の報告に併せて役員の男女数の内訳について報告を依頼するよう準備を進める予定です。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
8	東御市身体障害者福祉協会支援について	<p>東御市福祉課福祉援護係は東御市身体障害者福祉協会及び長野県協同募金会東御市共同募金委員会に以下の点を伝えることを提案。</p> <p>①団体趣旨及び活動、予算・決算を公開して賛同をもって直接的に寄附金を募ることを提案。</p> <p>②物品販売は東御市身体障害者福祉協会の自助努力による独自のものを提案。一般物品販売はやめることを提案。</p> <p>③東御市は東御市身体障害者福祉協会の活動を支える助成を行うことを提案。</p> <p>④東御市は東御市身体障害者福祉協会の自主財源確保のための方途に協力することを提案。</p>	福祉課	<p>社会福祉法人長野県共同募金会東御市共同募金委員会を通じて、社会福祉法人長野県共同募金会に確認したところ、下記の回答がありました。</p> <p>平素より赤い羽根共同募金運動について、格別のご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。また、この度は貴重なご提案をいただき、重ねて御礼申し上げます。</p> <p>長野県共同募金会では、県域福祉事業配分として、毎年度、県内の関係機関・団体を通じて、県内の(障がい者等の)福祉団体の申請に基づく配分(助成)を行っております。毎年皆様にご協力いただく共同募金は、県内の様々な福祉活動に役立てられております。</p> <p>今後とも長野県共同募金会では、配分事業の公募及び実施に努めてまいりたいと思います。</p> <p>東御市身体障害者福祉協会に提案をしたところ、以下の回答を得ました。</p> <p>①の団体趣旨及び活動、予算・決算の公開により賛同をもって直接的に寄附金を募ることについては、あくまで障害者の自主組織であり、会員に総会で事業報告・決算報告、事業計画・予算を示しております。全市民に公開することは難しいと考えていますが、団体に対し関心も持ってくださいることは嬉しく、希望されるなら総会資料をお渡し個別でご説明いたします。</p> <p>②の物品販売は自助努力については、独自での取り組みは考えていません。現状のいっしんれん事業所の回覧事業に一団体として協力をし、今後やめるつもりはありません。</p> <p>また、③の東御市身体障害者福祉協会の活動を支える助成として、市に手話通訳者の配置や、計画策定時等に意見や要望を伝える機会が設けられており、現状十分だと感じております。</p> <p>最後に④の自主財源の確保については、会員の会費のほか、募金がついている自動販売機の設置などの協力をいただいております。</p> <p>なお、市としては、協会の活動を支えていくため、今後も引き続きご意見・ご要望をお聞きし、障がい者福祉施策に生かしていきます。</p>
9	<p>附帯意見を受けた通学路の安全対策、資源循環型施設整備事業、プラスチック資源循環促進法の現行の広報について</p>	<p>1 通学路の交通安全対策について、教育課と生活環境課に対して、地域からの要望を学校に伝え、区民の合意形成の過程に進む対応を提案してきた。第11次東御市交通安全計画の東御市まちづくり審議会における附帯意見を受けてその実現に向けたロードマップを明らかにすることを教育課と生活環境課、地域づくり支援係に提案。また、附帯意見は「実効性のあるもの」と曖昧性を含むが、子どもの安全対策について関係機関等も含む対応を明らかにすることを生活環境課に提案。</p> <p>2 生活環境課主室による福祉課、東御市交番、金融機関、高齢者クラブ、地域づくりの会等による全市民的ネットワーク会議を組織して、地域全体で特殊詐欺防止に取り組むことを提案。</p> <p>3 行政情報の公表及び提供の推進に関する要綱により、資源循環型施設整備事業情報の義務的な公表はもちろんのこと、資源循環型施設整備そのものについて積極的に公表することを提案。</p> <p>4 プラスチック資源循環促進法の広報を含め、東御市の現行の対応について広報することを提案。</p>	生活環境課	<p>市では、交通安全確保のために、交通安全教育、道路交通環境の整備、啓発活動等の総合的な交通安全対策を関係機関及び関係団体と連携を図り実施しております。この根幹となりますのが、今回改正した「第11次東御市交通安全計画」となります。</p> <p>この計画には、多岐に渡る対策や方策が掲げてありますが、実現に向けたロードマップも含まれておりますので、PDCA等を活用し、関係課と検証の場を設けていきたいと考えております。</p> <p>また、子どもの安全対策も同様に検証の機会を設けるとともに、審議会の付帯意見である「関係機関等と連携を密にし、実効性のあるものにされたい。」を基本に、更なる安全対策の推進に取り組んでまいります。</p> <p>市では、上田警察署、東御市交番、上小防犯協会連合会等と連携し、「電話でお金詐欺」の予兆電話があった場合、メール配信@とうみにおいて注意喚起を行う等、被害防止活動を行っています。また、「電話でお金詐欺」は高齢の方が被害に遭われる事例が多いため、福祉課や東御市交番等と連携し、各区の行事等で詐欺事例の講話を実施しております。</p> <p>今後も、必要に応じて随時関係者会議を開催するなど、地域全体で更なる詐欺被害防止に取り組んでまいります。</p> <p>上田地域広域連合資源循環型施設整備事業については、上田地域広域連合のホームページに「資源循環型施設整備関連」及び「資源循環型施設整備事業に係る環境影響評価」のページを設け、計画の概要をはじめ、説明会資料や会議録、各種手続きの概要や資料等を公表しているほか、説明会の開催や上田地域広域連合広報紙や構成市町村広報紙に各種お知らせ・情報を掲載するなど、情報発信等に努めており、引き続き取り組んでまいります。</p> <p>前回(1月分)の回答にも記載したとおり、プラスチック資源循環促進法関連については、現時点では明らかになっていない事項や未整備事項がありますので、今後の状況等を注視し、広報についても必要に応じ適時行ってまいりたいと考えております。</p> <p>現行の「ごみ・資源物の分け方・出し方」については、引き続き広報・啓発に取り組んでまいります。</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
10	審議会等の会議録の記載、新着情報タイトル日時の統一、一般質問通告一覧表のHP掲載について	1 議事録作成の規則を定めることを提案。 議事録全般の議事録作成の基準の作成など改善を提案したい。	総務課	議事録の作成については、東御市公文書管理規程第21条に様式及び記入事項を定めており、審議会の議事録は、東御市審議会等の会議の公開に関する要綱第7条第2項により、『審議内容、審議経過等を市民が十分理解できるような要点筆記形式』としています。 議事録の記載については、東御市公文書管理規程に定める議事録の様式を用いて、公開するように公文書の作成研修等の機会に職員へ周知してまいります。 【参考】 東御市公文書管理規程 (議事録の作成) 第21条 会議を開催した際は、当該会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに議事録(様式第4号)を作成しなければならない。ただし、法令等に特別の定めのあるものについては、当該法令等の定めるところによる。 2 前項の議事録には、経過記録を必要とする交渉又は協議の結果等については、その件名、日時、場所、出席者氏名及び具体的内容等を記入するものとする。
		2 新着情報タイトル左部日時とタイトル後部の日時、更新日が異なるケースがあるので統一を提案。	企画振興課	ご提言いただいた内容にあります3つの日付を整理すると以下のようになります。 ①新着情報一覧の各タイトルの左側に表示される日付:新着情報一覧へ掲載された日(自動表示) ②各ページのタイトル後部の日付:タイトルの一部(任意で入力) ③各ページの右下に表示される更新日:ページが更新された日(自動表示) ①と③はシステム上連動していませんが原則一致すべきであると考えます。しかし、新着情報掲載後にページの軽微な変更を行った場合、③のみが自動的に更新されるため、両者に相違が生じることもあります。 また、②については「●月●日現在」といった表記をしている場合、運用上オペレート日はそれよりも未来である場合が多いため、①又は③とすべて一致させることはできません。 以上のことから、①～③の日付をすべて一致させる運用を行うことは考えておりません。
		3 市議会一般質問通告一覧表をホームページに掲載すること、UCV未加入市民の市議会傍聴を可能とするため、一般質問をYouTubeで配信することを引き続き議会事務局へ提案してほしい。	議会事務局	ご提言の内容を議会事務局へ伝えた結果、以下のような回答がありました。 【議会事務局の回答】 これまで、議会ホームページでは、一般質問の質問者と質問事項を公開しておりましたが、議会において公開内容の検討を行い、令和4年3月定例会からは質問要旨等を加えて公開しております。 また、UCV未加入市民の傍聴を可能とするためのYouTube配信については、議会ホームページにおいて一般質問の録画映像を公開しているため、YouTube配信の予定はありません。なお、一般質問の録画映像は、議会ホームページのトップページにあります「東御市議会一般質問」で閲覧できます。
11	ドッグランの設置について	上田市、小諸市には犬猫保護やドッグラン等の施設はあるが東御市にはない。 東御市では、不法な多頭飼いの事件が報道されたことがある。住民同士の情報共有が来ていれば犬たちがこんな悲惨な思いをしなくても済んだのではないかと思う。 住民同士のコミュニティの場としてドッグランの設置をお願いしたい。	生活環境課	ドッグランは、飼い主の情報共有の場として有効と考えております。また、犬の運動不足解消、ストレス発散の場所としても有効であるため、今後、ドッグランの設置について関係部局と研究してまいります。
12	東御市民病院について	現在、東御市民病院では開放骨折、複雑骨折など対応出来ず小諸、上田、佐久の医療センターでの対応となる。 東御市民病院は、せつかく助産所があるので総合科ではなく産婦人科や小児科に特化させ、安心して子育てのできるまちづくりをしていただきたい。	市民病院	東御市民病院が唯一の公立病院として担うべき役割は、地域に身近な病院として、24時間、365日救急を受け入れ、手術後のフォロー、透析を含む慢性疾患など日々の診療や治療にとどまらず、行政と連携した疾病予防や健康づくり、さらに高齢化社会にあって、訪問診療等の地域包括ケアシステムの中核的役割も含めた社会的責任を担うものと考えており、今後も、地域にとって必要不可欠な総合的な診療を行ってまいります また、小児科の診療体制の維持や助産所におけるショートステイ事業、行政との連携による妊産婦メンタルケア・育児サポートなどに積極的に協力し、お産ができる環境維持と育児の支援により、安心して子育てができるまちづくりに貢献してまいります。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年4月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
13	公共施設の全面禁煙について	週末、ふれあい体育館に行くとき子供が近くにいるのにミニバスの指導者や保護者が喫煙所で喫煙している。また、中学校の体育館では喫煙所でないところで喫煙をしている。そもそも公共施設に当然のように喫煙所があることや税金で喫煙スペースを作っていることが非喫煙者からすると迷惑なので早急な対応をお願いしたい。 中学校の敷地内での喫煙はきちんと禁止にいただきたい。 いい大人がルールを破り子供の前で喫煙しており、ルールを破った場合は、中学校の体育館の使用禁止も検討してほしい。早急な対応と違反した場合の罰則を望みます。	文化・スポーツ振興課 教育課	【文化・スポーツ振興課】 ふれあい体育館につきましては、市内体育施設の中で唯一室内に喫煙所が設けられていましたが、2020年4月に改正健康増進法が全面施行となり、屋外に喫煙所を移動しております。 喫煙に対する考え方は、市民の皆様の中でも様々であるところですが、喫煙者の皆さまにおかれましては、たばこが健康に及ぼす影響について理解していただいた上で認められた場所で喫煙していただき、非喫煙者への配慮についてご協力をいただきたいと考えます。 【教育課】 学校施設の敷地内は、原則禁煙となっています。学校敷地内であっても、屋外で受動喫煙を防止するための必要な措置をとった場所を設けている場合に限り、その場所において喫煙可能となりますが、市内中学校ではそのような場所は現在のところ設けていません。 学校体育施設の貸出に際しては使用に当たっての条件を付しており(利用許可証の裏面に記載)、敷地内での禁煙もその条件の一つです。条件が守られない場合は、使用許可の取り消し又は中止としていきます。今後も利用許可申請時に使用方法の徹底が図られるよう周知して参ります。
14	市役所敷地内ある裸体像について	なぜ市役所敷地内に裸体像が5体もあるのでしょうか。 裸体像を芸術として展示しているのであれば美術館等にするのはいいかと思いますが、どのような経緯で設置されたのか教えてください。	総務課 文化・スポーツ振興課	これらの裸体像は、地元の彫刻家である竹内不忘先生の作品で、市役所や中央公民館などに設置されていたものです。 平成23年度から実施した舞台が丘公共施設整備事業により、現在の市民交流広場に設置しました。せっかくご提案いただいたところですが、市内には本作品群を設置に適した美術館等はなく、もともと市役所とその周辺に設置されていた像であるため、現在の場所からの移転は考えておりません。ご理解くださいますようお願いいたします。
15	小学校の子どものマスク着用について	いつまで子どもにマスク着用を強制しなければいけないのか教えてください	教育課	長野県は、今年4月、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～を見直しました。その中では、基本的な感染予防対策を継続し、3つの密の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気と手洗いが推奨されています。マスクは、感染症の予防だけでなく他者を感染させないための咳エチケットとしても有効です。学校という集団生活の中では重症化のリスクの高い児童生徒もおり、身体的距離を確保する事が難しい場面がある中では、やはりマスクの飛沫拡散防止効果が有効となります。 ただし、学校でも屋外で十分な距離(2m)が保てる場合、息苦しさを感じたり熱中症のリスクがあるような場面では、マスクを外すという指導もしています。特にこれからの夏場については、登下校時などの屋外でのマスクの着用は不要という対応をしていきます。 マスクの着用は、暑かったり息苦しかったり、常時の着用は大人でもつらいものですし、この先ずっとマスクを着用していくのではないかと不安に感じる児童生徒もいるかと思いますが、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、適切な環境作りと心のケア等の支援を進めています。